

議案第14号

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年 2月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

低所得者に対する平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率を改めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「3万720円」を「2万4,960円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万4,960円」とあるのは、「3万6,480円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万4,960円」とあるのは、「5万5,680円」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、第10条第1項第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、

平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第10条第3項及び第4項の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、適用しない。